(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児 通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の重度化及び高齢化並びに「親亡き後」に備え、障害者等の地域生活を推進するための機能(以下「地域生活支援拠点等の機能」という。)について、当該機能を有する事業所の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域生活支援拠点等の機能とは、市内で在宅生活をする障害者等について、 緊急時の支援の必要性を把握した場合、緊急時に連絡可能な支援者の把握に十分に努めるとともに、障 害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所の支給決定に係る検討や、短期入所事業所の体験利 用など緊急時を想定した相談その他必要な支援を行う機能をいう。

(登録対象者)

- 第3条 地域生活支援拠点等の機能を有する事業所に係る登録対象者は、市内において、障害者総合支援法又は児童福祉法(昭和22年法律164号)に基づく支援(以下「障害福祉サービス等」という。) を提供する事業所を運営する事業者のうち、以下の各号に掲げる者とする。
 - (1) 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
 - (2) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

(登録の届出)

第4条 旭川市地域生活支援拠点等事業所拠点等機能事業所(以下「拠点等機能事業所」という。)と して届出を行おうとする事業者は、旭川市地域生活支援拠点等機能事業所登録届出書(様式第1号)を 市長に提出しなければならない。

(登録の変更)

第5条 既に拠点等機能事業所として登録されている事業所について,登録の内容に変更が生じた事業者は,速やかに旭川市地域生活支援拠点等機能事業所登録変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 既に拠点等機能事業所として登録されている事業所について、地域生活支援拠点等の機能を有しなくなった事業者は、速やかに旭川市地域生活支援拠点等機能事業所登録変更・廃止届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録等)

- 第7条 市長は、第3条に規定する登録対象者からの第4条に規定する届出に応じ、拠点等機能事業所 として登録することができる。
- 2 前項に係る登録を行うとき、又は第5条及び前条に係る届出を受けた場合は、旭川市地域生活支援 拠点等事業所登録(変更・廃止)通知書(様式第4号)により、届出のあった事業者にその旨を通知する ものとする。
- 3 市長は、前項の規定により拠点等機能事業所を登録した場合、旭川市地域生活支援拠点等事業所登録リスト(様式第5号)に記載し、管理するものとする。

(拠点等機能事業所の責務)

- 第8条 拠点等機能事業所は、その趣旨や発揮すべき機能を十分に理解し、当該事業所において障害福祉サービス等を提供している障害者等に対し、第2条に掲げる支援を実施するとともに、次に掲げる責務を果たさなければならない。
 - (1) 市が実施する緊急時の支援に係る研修等への参加や、地域生活支援拠点等整備の検討に係る協議等への参画を求められた場合、原則これに協力すること。
 - (2) 拠点機能事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族その他支援者に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(支援等の状況に係る調査)

第9条 市長は、必要に応じ前条に掲げる支援等の状況について、拠点等機能事業所から報告を受ける ことができる。

(登録の取消)

第10条 市長は、拠点等機能事業所として登録している事業所を運営する事業者が、第3条に掲げる 登録対象者でなくなったとき、当該事業所において第8条に掲げる責務を理由なく果たしていないこ とが明らかになったときその他市長が必要と認めたときは、拠点等機能事業所としての登録を取り消 すことができるものとし、この場合旭川市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書(様式第6号) により、当該事業者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか,旭川市地域生活支援拠点等機能事業所の届出等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。